

令和8年度自然体験を通じた環境学習推進事業 自然体験イベント開催業務に係る質問の回答

令和8年6月10日（水）正午までに受け付けた標記業務委託に係る質問について回答する。

令和8年6月12日（金）

質問1 仕様書「3 業務委託内容(1)多世代交流型自然体験イベントの開催」

本業務に係る会場使用料は委託料に含めて計上する想定か。或いは、県で別途負担する想定か。

会場使用料は委託料に含めて計上する想定をしている。

なお、びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例に定める研修室等の利用に際しては、会場使用料の支払が必要であり、県内在住者（事業所が滋賀県にある場合）は、県外在住者が利用する場合から5割減免した額を、会場使用料とする。

ただし、芝生広場のみを使用する場合は、前述の条例に料金の定めがないため、使用料は不要である。

参考：「びわ湖こどもの国」指定管理者HP <https://kanariya.or.jp/pages/534/>

質問2 仕様書「3 業務委託内容(1)多世代交流型自然体験イベントの開催」

会場における設営開始時間および撤収時間の制限はあるか。また、前日設営は可能か。

設営開始および撤収に係る時間は、原則として、「びわ湖こどもの国」の開園時間に準ずるものとする。

前日設営については、前日の施設の利用状況によって実施可否が変わるものの、前日設営を希望される場合は、可能な限り県が調整を行う。

なお、「びわ湖こどもの国」は児童等の利用が多い施設のため、設営に際しては、安全管理等の観点から指定管理者と綿密な打合せをお願いする。

以上